

「安城市総合交通会議設置要綱」の一部改正に係る新旧対照表

改正案	現行	備考
(設置) 第 1 条 (略) 2 交通会議は、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）に規定する地域公共交通会議並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「<u>地域交通法</u>」という。）に規定する協議会を兼ねるものとする。	(設置) 第 1 条 (略) 2 交通会議は、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）に規定する地域公共交通会議並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「<u>法</u>」という。）に規定する協議会を兼ねるものとする。	・全国で広く用いられている通称名に統一
(協議事項) 第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 安城市の総合的な地域交通施策の策定及び推進に関する事項 (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の様態に関する事項 (3) <u>地域交通法</u>第 5 条の規定に基づく<u>地域公共交通計画</u>の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整に関する事項 (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項	(協議事項) 第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 安城市の総合的な地域交通施策の策定及び推進に関する事項 (2) 地域の実情に応じた適切な<u>乗合旅客運送</u>の様態及び運賃、料金等に関する事項 (3) <u>法</u>第 5 条の規定に基づく<u>地域公共交通総合連携計画</u>の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整に関する事項 (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項	・乗合（バス）のみならず乗用（タクシー）も協議の対象となるので、広義に解釈対応できる「旅客運送」に文言整理 ・道路運送法改正により、協議事項から運賃、料金等の削除 ・全国で広く用いられている通称名に統一 ・地域交通法に記載の計画名と整合させるため、文言整理
(交通会議の委員) 第 3 条 (略) (削除) 2 <u>前項</u>第 1 号から第 6 号まで及び第 9 号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。	(交通会議の委員) 第 3 条 (略) 2 <u>委員は、市長が委嘱する。</u> 3 <u>第 1 項</u>第 1 号から第 6 号まで及び第 9 号に掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。	・市長による委嘱は附属機関の委員に関する内容であるため、削除

改正案	現行	備考
(任期) 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、最初に<u>就任する</u>委員の任期は、<u>就任</u>の日から当該年度の翌年度の3月31日までとする。 2 委員が<u>就任した</u>ときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されるものとする。 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(任期) 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、最初に<u>委嘱される</u>委員の任期は、<u>委嘱</u>の日から当該年度の翌年度の3月31日までとする。 2 委員が<u>任命された</u>ときの要件を欠くに至ったときは、その委員は解任されるものとする。 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	・ 同上
(専門委員) 第5条 交通会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。 <u>(削除)</u> <u>2</u> 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。	(専門委員) 第5条 交通会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。 <u>2</u> 専門委員は、市長が委嘱する。 <u>3</u> 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。	・ 同上
(協議結果の取扱い) 第9条 <u>関係者は</u>、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。	(協議結果の取扱い) 第9条関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。	・ 文字修正

改正案	現行	備考
附 則 この要綱は、平成２０年７月３１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２２年８月２日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２６年３月２６日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和６年３月１４日から施行する。</u>	附 則 この要綱は、平成２０年７月３１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２２年８月２日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。 附 則 この要綱は、平成２６年３月２６日から施行する。	